

老人訪問看護制度 スタート

寝たきりのお年寄りなどを対象に、かかりつけの医師の指示に従って、看護婦や作業療法士が療養指導を行う「老人訪問看護ステーション」がこのほどスタートしました。

老人訪問看護ステーションは、今年の四月に施行された「老人訪問看護制度」に基づくもので、市内下米田町にある老人保健施設「さわやかリバーサイドヒラ」の隣に開設されています。これは、住み慣れた地域で家族に囲まれて療養することを大切にしたい制度で、従来のホーム

血圧は正常です。これからリハビリを行います。

ヘルパーなどのサービスと合わせ、家庭での療養に大きな手助けとなるものです。

ステーションの看護婦らが家庭を訪問し、病状の観察、床ずれの処置、リハビリ、家庭での療養指導など、きめ細かいサービスが受けられます。

◇サービスを受けられる

対象者は

病氣・けがなどによつて、家庭で療養している七十歳以上の老人医療受給対象者。（六十五歳以上で一、二、三級の障害手帳を持つ人も受けられる）

◇個人負担は

一回につき二百五十円（ただし、交通費は実費負担となります）

◆問い合わせ

「訪問看護さわやかステーション」 ☎二七一一五〇〇まで

はい。こちらは訪問看護さわやかステーションです。……



公共下水道 受益者負担金決まる

第一負担区は

一平方メートル当たり四五〇円

当市では、木曽川右岸流域関連公共下水道として、昭和六十三年度から事業に着手し、平成三年度末までに太田地区、下古井地区のうち、約一四五ヘクタールの整備を完了しました。

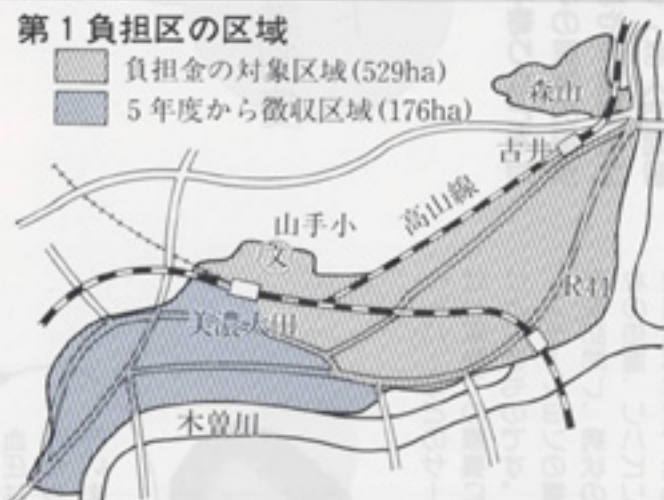
また、流域下水道（県施行）については、処理場が平成三年三月に一部完成して現在は岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町の一部で利用されています。

当市では、県施行の幹線が平成五年度末までに到達する予定であり、平成六年度から一七六ヘクタールについて利用することができるようになります。

市では、利用していただく一年前から、皆さんに建設費の一部を負担していただくことを考え、先月

第1負担区の区域

- 負担金の対象区域(529ha)
- 5年度から徴収区域(176ha)



この人が受益者です



自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる人。

受益者負担金は、

だれが納めるのですか。

基準は『土地』です。



この人が受益者です



自分の土地に借家・アパートなどを建てている人。



土地を所有している人



家を借りている人



土地を借りている人



受益者負担金とは

下水道の整備には、多額の工事費と大変長い年月を必要とします。この建設費は、国や県の補助金と市の借入金（起債）を除いた残りは、すべて市費（皆

さんの税金）で賄わなければなりません。

しかし、下水道は道路や公園のように大勢の人が利用できる施設と違い、整備された地域の人しか利用することができません。このことから、市費だけで工事費を賄うことは、下水道が整備されない地域の人たちとの間に不公平が生じます。このため、下水道が整備されることにより利益を受ける人たちに建設費の一部を負担していただくものが受益者負担金です。

受益者負担金の対象となる土地は

下水道整備区域内のすべての土地が対象になります。つまり、国、県、市、個人および法人所有の宅地、農地、山林、雑種地などのすべての土地が対象になります。ただし、道路、公園、河川などは対象となりません。

負担金を納めていただく人（受益者）は

下水道を整備する区域内の土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地に地上権、賃権、使用貸借または賃貸借による権利が長期間にわたって定められている場合は、それぞれの権利者が受益者となります。

3 借地の上に自分の家を建てて、住んでいる人。



5 土地の所有者。
(宅地・農地・山林・原野・雑種地など)



4 借地にアパートなどを建てている人。



6 借地を使用している場合。
(ただし、一時使用は除く)



負担金を納めて いただく区域は

下水道整備区域は広大なため、工事の進み具合や地形の状態などによって負担金を納めていただく区域（負担区）を順次決めていきます。今回条例で決定した第一負担区は、現在事業認可を受けて平成九年度までに整備を予定している五一九ヘクタールの区域です。

負担金の賦課は

負担区のうち、下水道が使用できる一年前から順次賦課されます。このため、第一負担区内でも賦課される時期は異なります。

したがって、毎年負担金が賦課される区域（賦課対象区域）をその年の初めに決め皆さんにお知らせいたします。

なお、当初賦課する区域は一七六ヘクタールを予定しています。

負担金の額は

負担金は、土地の面積にのじて負担していただきます。

負担金の計算方法
土地の面積×450円＝受益者負担金総額

例えば、330平方メートル（約100坪）の土地を所有されている場合は330平方メートル×450円／平方メートル＝148,500円
負担金は、148,500円となります。

負担金の納付方法は

負担金の納付は五年分割で、さらに一年を四回に分け、合計二十回で納めていただきます。納期は次のとおりです。

第1期 七月一日から 同月末日まで
第2期 九月一日から 同月末日まで
第3期 十一月一日から 同月末日まで
第4期 一月一日から 同月末日まで

例えば負担金総額 148,500円の場合
初年度第1期納付額7,900円
初年度2期以降の各納付額7,400円

負担金の納付方法には、前記のような分割納付と、初年度の第一期の納期内に負担金の全額、または各年度の一期の納期内に一年分あるいは残りの負担金全額をまとめて納める方法があります。この場合は、納めていただいた納期前の月数、金額に応じて報奨金が交付されます。

例えば、負担金総額148,500円を初年度に一括納付した場合

$$\frac{7,400 \text{円} \times 521 \text{月} \times 5}{1000} = \text{報奨金} \quad 19,270 \text{円}$$

報奨金は19,270円となり、差し引き納付額は129,230円になります。

負担金の 徴収猶予・減免

土地の状況や受益者の事情、あるいは土地の使用目的により

負担金の徴収猶予や減免が受けられます。

例えば、農地については農地転用まで徴収を猶予いたします。また、生活扶助を受けている受益者に対する負担金、あるいは自治会公民館用地に対する負担金については全額、または一部を減免いたします。詳しくは、水道部下水道課までお尋ねください。

受益者負担金の賦課徴収については、今後各地域ごとに順次説明会を開催してまいりますので、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

受益者負担金に対するお問い合わせは、水道部下水道課まで。
☎ 二五二二二（内線二九二）



7月26日(日)は

参議院議員通常選挙の

投票日です

7月26日は参議院議員通常選挙の投票日です。この選挙は、これからの政治の行方を決定する重要な意味を持っています。選挙は、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会のひとつです。この貴重な権利を放棄することなく、必ず投票しましょう。

■投票日は…

7月26日(日)

午前7時から午後6時まで

■投票できる方

満20歳以上の方で、引き続き3カ月以上市内に住所を有する方

年齢要件

昭和47年7月27日以前に生まれた方

住所要件

平成4年4月7日以前に当市へ転入届を出した方

※なお、4月7日以降に転入届を出した方は当市では投票できませんが、前の住所地では投票ができます(ただし、選挙人名簿に登録されていること)。

今回の参議院議員選挙は、「岐阜県選挙区選出議員選挙」と、比例

代表選出議員選挙」があります。

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙の投票用紙は…「薄い黄色地に黒文字」

参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙は…「白地に赤文字」です。

投票の際は、投票所入場券を持参してください。

投票所入場券は…

7月26日の投票日の、3日前までに郵送します。万一届かない場合は市選挙管理委員会、または各連絡所までお問い合わせください。

美濃加茂市は

「明るく正しい選挙を推進する都市」

を宣言しています。

ださい。

投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、不在者投票ができます。

不在者投票は…

7月25日(土)までの間、市役所2階市選挙管理委員会事務局でできます。

※投票の際は、印鑑を持参してください。

時間

午前8時30分から午後5時まで

平日は各連絡所でもできます。

○土曜日は18日(午後零時30分まで)にできます。

不明な点がありましたら、市選挙管理委員会へお尋ねください。

☎二五二二二二内線二四二二

ダボ市派遣学生ら決まる



(双葉中三年)

【高校生】山田雅史(加茂高校二年)、井上美紀(加茂農林高校二年)、渡辺奈美(美濃加茂高校一年)

【引率教師】高田武(市学校教育課長、堀勝弘(東中学校教諭)

また、中・高校生のダボ市派遣に合わせて、身障者ボランティアが出発します。これは、十名の身障者と慈恵会の協力による三名の専門看護スタッフを含む三十六名の協会会員や市民が参加し、オーストラリアの旅を満喫します。

慈恵会看護スタッフも

ダボ市で研修

慈恵会では、平成二年にダボ市にあるロワテス病院と姉妹医療施設提携をしてしています。

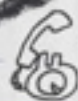
今回、慈恵会の二名のスタッフが派遣学生らと時期を同じくして、ダボ市へ出発し、病院や老人ホームで三週間の研修を行います。

美濃加茂国際交流協会主催によるダボ市派遣事業(七月二十八日から八月十一日)に参加する中・高校生が決まりました。ホームステイを通じて、国際感覚を身につけ、でっかい大地で素敵な体験をしていただきます。(敬称略)

(敬称略)

【中学生】棚橋真吾(西中三年)、福田幸治(西中三年)、板頭美佳(東中一年)、新田理恵子(東中一年)、太田広士(東中三年)、長谷川直美(東中三年)、西野真美

お知らせ



市役所 25-2111



『ヤングゼミナール』を開講

青年たちに活動の場を広げてもらおうと、『ヤングゼミナール』を開講します。

交流会、懇親会、学習会といった若者の自主的な活動と、地域の人との交流を通しての親睦を深めるものです。

あなたもこうした交流の輪に参加しませんか。

—平成四年度—

ヤングゼミナール日程—

○8月29日(土) 19時～21時

〈市中央公民館〉

・開講式、オリエンテーション
グループ編成、運営組織づくり、年間学習計画、グループ
テーマ設定など

○9月12日(土)～13日(日)

12日・16時～13日・12時

〈三和町御殿山キャンプ場〉

・「気ままに語り合おう」

キャンプファイアー、他地区

青年団との合同討論

○10月31日(土) 13時～15時

〈市中央公民館〉

・社会問題研修会「エイズについて」

フォーラム、ディスカッション

○11月14日(土) 19時～21時

〈市中央公民館〉

・同和問題研修「川をわたる風」

映画フォーラム、グループディスカッション

○3月13日(土) 19時～21時

〈市中央公民館〉

・開講式

反省会、文集作成

◇申し込み・問い合わせ

市内在住、在勤の二十歳から三十歳位までの方。申し込みは、社会教育課(内線359)まで



第4回小学生

話し方大会を開催

ゆ美濃加茂青年会議所では、市と加茂郡の小学校から選ばれた28名の高学年児童による井筒大会を開催します。

もし、日曜日が一日ふえた

なら「わたしの理想の町」が、わたしが一番やってみたい事」の三つが今年のテーマです。

日ごろから、子供たちが思い感じていることを、この大会で主張します。みんな応援に来てください。

◇とき 8月2日(日) 午後

1時から

◇ところ 文化会館



清流に棲む夜行性の魚

ネコギギの調査報告書発行

市教育委員会では、川津川に生息するネコギギの調査報告書(Ｂ５判、39頁)をこのほど発行しました。

あまり知られていないネコギギが、どこに棲み、どんなものを食べ、どんな行動を取るのかなど、具体的に調査を行いました。ネコギギの産卵行動など、詳しく解説した貴重な資料です。希望者には、一部二百円で中央公民館にておわけしています。

平成四年度

ミス美濃加茂おどり

決まる

今年も、各地区の夏まつりで花を添えていただく皆さんが決まりました。(概略略)

・太田地区 佐光厚美、長谷川恵子、後藤由香里

・古井地区 山口華希子、渡辺さよこ、粕谷さおり、武田有加、杉山裕子、渡辺敦子、森田めぐみ、今井貴子、佐伯貞美、木村志穂

・山之上地区 山田夢乃、橋本尊佳、富岡見貴子、高井聖子、山田めぐみ

・蜂屋地区 堀部泉美、村井昌子、井戸亜紀、村井秋子、納土真規子

・加茂野地区 岡田亜紀子

・下米田地区 渡辺知佳、日置美香、渡辺麻子

・市外 安藤百代、岸佐江子、佐伯たか世



『さあ、今、行動しようじゃないか』 ボランティアスクールを開講

ボランティア活動に興味のある中・高校生の皆さん、一度ボランティア・スクールに参加してみませんか。

◇とき 8月4日(火)・7日(金) 午後1時30分～4時30分まで

8月8日(土) 午前9時30分～12時まで

◇ところ 中央公民館402号

◇募集人員 30名

◇対象者 原則として市内在住の中・高校生(昨年の参加者

は除く)

◇参加料 無料

◇申し込み 7月20日(月)までに市社会福祉協議会(内線314)へ



7月は、労働者派遣事業 適正運営推進月間です

労働者派遣事業を行うには、労働大臣の許可または届け出が必要で、また、派遣は定められた次の16の業務についてのみ認められており、工場内での直接生産工程への人材派遣は認められていません。

人材派遣について、詳しくは、美濃加茂公共職業安定所(☎2178)へお尋ねください。

▽認められている16の業種

○ソフトウェア開発・機械設計

○放送機器操作・放送番組等演出

○事務用機器操作・通訳・翻訳・速記・秘書・ファイリング

○調査・財務処理・取引文書作成

○デモンストレーション・添乗

○建築物清掃・建築設備運転

点検、整備・受付・案内、駐車

管理運営等

観光週間

8月1日～7日

みなさん「観光資源」とは、どんなものをいうのかご存知ですか。これには、神社などの建造物や仏像、絵画などの美術工芸品といった文化財と、植物や鍾乳洞などの自然物などがあります。

こうした、私たちの共有財産である優れた文化財や自然が、一部の心ない人達によって傷つけられ、破壊されてしまうことは、大変残念なことです。

8月1日～7日は、観光週間です。旅先での「観光資源を大切にする」というマナーを一人

ひとり各自、文化財や自然物と、豊かな心で触れ合ってくださいものです。

16ミリ映写技術証

取得講習会を開催

市教育委員会と市視聴覚協議会では、16ミリフィルムの利用に必要な映写技術証の講習会を開催します。地域や職場の学習などにお役立てください。

◇とき 7月28日(火)・29日(水) 午後7時～9時

◇ところ 中央公民館視聴覚室

◇受講料 1,500円

(当日会場にて徴収)

◇申し込み 7月24日(金)までに社会教育課(内線363)

めい福を祈り

黙とうを

捧げましょう

昭和二十年八月、広島と長崎の両市に世界初の原子爆弾が投下され全市街地が焦土と化し、約二十万人におよぶ尊い生命を失いました。

以来、戦争の悲惨さと核兵器の脅威を全世界に訴え、核兵器の廃絶と全世界の恒久平和の実現を強く求め続け、毎年八月六日と八月九日には、それぞれ原爆死没者の慰霊式ならびに平和祈念式が挙行されています。

私たちは、戦争の犠牲になられた多くの方のめい福と世界の恒久平和を祈念するため、みなで一分間の黙とうを捧げましょう。

◇八月六日 午前八時十五分

◇八月九日 午前十一時二分

◇八月十五日(終戦記念日)正午

美濃加茂市は平成元年三月に平和都市宣言と健康都市宣言をしました。

全ての市民が生命の尊さを再認識し、平和と健康への誓いを新たにしましょう。



20歳までタバコは吸わない吸わせない



豊かさゆとりの創造③

余暇の効用

健康づくりで老後に備える

心と体を休める、リラックスすることから一歩進めて、積極的な健康づくりをすることも、余暇の効用の一つです。

これまでの人生は、50年とか60年という道のりでした。しかし今では、人生80年は普通のこととなり、90年もそう珍しいことではなくなりつつあります。そこで、考えなくてはならないのが、健康の問題です。

関心と呼ぶゆとりある生活

寿命が伸びた現在、長い老後を快適に過ごすには、若いときからの健康づくりがとて重要になって来ます。がむしゃらに働くだけでは、長い人生の途中で、くたびれ果てないとも限りません。そのあげく、病気がち、あるいは不健康な老後を余儀なくされるのではあったものではありません。

最近、ゆとり、潤いといった言葉がよく使われるようになりました。若いときから、ゆとりをもって働き、余暇を楽しむ生活パターンが多くの人たちの関心と呼んでいます。

できるだけ体を動かす習慣を

健康づくりは昔から、運動、栄養、休養のバランスが大切といわれてきました。

いかに医療が発達しても、この基本が変わることはないでしょう。なかでも、余暇を利用しての健康づくりといえば、やはり運動です。余暇にはできるだけ体を動かす習慣をつけるようにしたいものです。

しかし、生活の中に運動を取り入れ、エンジョイしている人は、まだまだ少ないようです。ふだんの生活の中に、どう運動の時間を繰り込んでいくかを考えてみたいものです。

体を動かすことは、工夫次第でいくらでもできます。自分に合ったやりかたを考え、余暇を有効に活用して、長い老後に備えたいものです。



可茂地区にある身近な観光名所をまわってビデオカメラを当てよう！

可茂広域

さんさんスンプラリー
ブック発行

くわしくは商工観光課まで
(内262)

地区だより

地区	期日	内容	場所	時間
山之上	7月29日(木)～ 8月1日(日)	山之上地区グラウンドゴルフ大会	山之上小学校	19:30～

図書館 ☎ 25-7316

■ 8月の休館日 毎週月曜日 第3日曜日 31日

■ 8月のおはなしランド

毎週土曜日 午後2時30分から開催します。

* 8月は「そよかぜ号の巡回」はお休みします。
「夏休みの図書館は愉快だ」特別イベント

7月21日(火)～8月30日(日) [会場 2階集会室]

■ 子ども映画会 火～金曜日 午後1時30分～
土曜日 午後3時30分～

■ AVコンサート 毎週木曜日 午後3時30分～

7月23日…尾崎 豊 30日…ピンクレディ

8月6日…米米CLUB 13日…渡辺美里、B'z

高齢者の皆さんへ 生活のなかにある ? にお答えします シルバー110番

御岐阜県いきがい長寿財団 岐阜県高齢者総合相談センターでは、高齢者の皆さんを対象に、シルバー110番を開設しています。

●相談内容●

日常の相談を取り扱う「一般相談」と医療、法律、税金といった専門的な相談を取り扱う「専門相談」があります。

■ 一般相談…随時、トリオホン(三者が同時に話せる電話)などを活用して、より適切なアドバイスをします。

月曜～金曜日 午前9時から午後5時

第1・3土曜日 午前9時から正午

■ 専門相談…下記の時間帯で、専門家が相談に応じます。

医療相談

毎月第2・4火曜日
午後2時から午後4時

法律相談

毎月第1・3木曜日
午後2時から午後4時

税金相談

毎月第1・3水曜日
午後2時から午後4時

保険・

介護相談

毎週月・水・金曜日
午前10時から午後4時

住宅・福祉
機器相談

毎週火曜日
午前11時から午後5時

〒500

岐阜市下奈良2丁目2番地の1

岐阜県福祉・農業会館6階

岐阜県高齢者総合相談センター

シルバー110番

TEL 0582-62-0110 (ぎふ 老人110番)

FAX 0582-76-2605